

霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

霧島市乳幼児医療費助成条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終止

霧島市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市乳幼児医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、療養費及び家庭療養費」を「並びに療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付を受ける者については、当該給付における食事療養費を含む。

第7条第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の霧島市乳幼児医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5項本文の規定は、平成24年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第2条第5項の規定は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、それぞれ同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
  - (1) 第2条第5項本文の規定 平成24年12月1日
  - (2) 第2条第5項ただし書の規定 平成25年4月1日

(提案理由)

鹿児島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正により、補助対象となる保険給付に訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費が追加されたこと及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、母子保健法（昭和40年法律第141号）で規定されていた養育医療の給付が都道府県から市町村に権限移譲され、養育医療の一部である食事療養費について、事務の効率化を図るため新たに乳幼児医療費助成の対象とすること等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。